

国立大学法人鳴門教育大学における研究費の適正管理等に関する規程

平成27年 3 月 2 日

規程第 9 号

改正 平成29年 3 月 8 日規程第37号
平成31年 3 月 13日規程第28号
令和 2 年 3 月 19日規程第38号
令和 3 年 4 月 1 日規程第20号
令和 3 年12月 8 日規程第31号
令和 4 年 3 月 9 日規程第29号
令和 6 年 4 月 10日規程第22号
令和 7 年 3 月 27日規程第22号
令和 7 年 9 月 10日規程第46号
令和 8 年 3 月 11日規程第67号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における研究費の運営・管理を適正に行うために、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、運営費交付金対象事業費、寄附金、共同研究、受託研究、受託事業及び競争的資金等をいう。

2 この規程において、「不正使用」とは、私的流用、不正受給、目的外使用又は不正経理等を行うなど、法令及び関係規則に違反して研究費を支出することをいう。

3 この規程において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学の職員（パートタイム職員を含む。）及び本学の職員であった者
- (2) 学部学生、大学院生及びその他本学において修学している者
- (3) 研究生、受託研究員その他本学において研究に従事している者
- (4) 本学と取引のある業者

4 この規程において「部等」とは、人間教育専攻、高度学校教育実践専攻（教科・総合系）、高度学校教育実践専攻（教職系）、附属図書館、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、教師のためのAI・DS研究開発センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、セルフデザイン型学修支援センター、遠隔教育推進センター、キャリア支援センター、心身健康センター、独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター、臨床教育学研究開発機構、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び事務組織をいう。

第2章 研究費の適正管理等

(管理体制)

第3条 本学の研究費を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス総括責任者を置く。

- 2 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス総括責任者は、管理監督責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には処分の対象となる。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（平成27年学長裁定）を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス総括責任者が責任をもって研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- 5 最高管理責任者は、啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長（研究・入試担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス総括責任者)

第6条 コンプライアンス総括責任者は、本学におけるコンプライアンスの推進に係る取組を掌理し、事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス総括責任者は、自己が掌理する部等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス総括責任者は、不正防止を図るため、部等内の研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度を管理監督する。
- 4 コンプライアンス総括責任者は、自己が掌理する部等において、定期的に啓発活動を実施する。
- 5 コンプライアンス総括責任者は、自己が掌理する部等において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 6 コンプライアンスの推進に係る体制については、鳴門教育大学コンプライアンス基本方針（平成24年制定）及び国立大学法人鳴門教育大学コンプライアンス規程（平成23年規程第2号）の定めるところによるものとする。

(監事の役割)

第7条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。

- 2 監事は、コンプライアンス総括責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が

適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(誓約書)

第8条 最高管理責任者は、本学の不正対策に関する方針及びルール等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために研究費の運営・管理に関わる第2条第3項第1号、第2号及び第3号の者に対し、誓約書（別記様式第1号）の提出を求める。

2 最高管理責任者は、前項の実効性を確保するため、次の各号のとおり実施する。

(1) 誓約書の提出を研究費の申請又は配分の要件とする。

(2) 誓約書の提出がない場合は、研究費の運営・管理に関わることができないこととする。

3 不正な取引は、第2条第3項第1号、第2号及び第3号の者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策として第2条第3項第4号で定める本学と取引のある業者に対し、誓約書（別記様式第2号）の提出を求める。

(不正防止計画の策定及び実施)

第9条 最高管理責任者は、研究費の適正な使用・管理を推進し、不正使用を防止するために、不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(推進会議)

第10条 最高管理責任者の下に、本学の研究費を適正に運営・管理するとともに、不正防止計画の推進を図るため、研究費不正防止推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 副学長（研究・入試担当）

(2) 副学長（総務・財務担当）

(3) 専攻長

(4) 法人運営部総務課長

(5) 法人運営部財務課長

(6) 企画戦略部研究支援課長

(7) 学外の学識経験者 1人

(8) その他学長が必要と認める者

3 前項第7号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第8号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

5 推進会議に議長を置き、副学長(研究・入試担当)をもって充てる。

6 推進会議は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。

(2) 関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) 適切なチェック体制の構築、ルールの明確化・統一化及び周知について提言すること。

(4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

7 第2項第3号の委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できない場合は、副専攻長にその職務を代理させることができる。

8 推進会議は、関係部課の協力を得て、企画戦略部研究支援課において処理する。

(相談窓口及び不正使用申立窓口の設置)

第11条 本学における研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を企画戦略部研究支援課（主に申請・報告等効率的な研究遂行事務に関すること。）及び法人運営部財務課（主に旅費・謝金・物品購入等研究費の使用・執行に関すること。）に置く。

2 相談窓口は、本学における研究費に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

3 本学における研究費の不正使用に係る申立てを受け付けるための窓口（以下「不正使用申立窓口」という。）を企画戦略部に置く。

4 不正使用申立窓口窓口責任者を置き、企画戦略部研究支援課長をもって充てる。

(不正使用に係る申立て)

第12条 研究費の不正使用の疑いがあると思料する者（以下「不正使用申立者」という。）は、窓口責任者を通じて、統括管理責任者に対して不正使用の申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、不正使用申立書（別記様式第3号）により行うものとする。

(申立て等の取扱い)

第13条 統括管理責任者は、不正使用申立書を受け付けた場合は、最高管理責任者にこの旨を報告するとともに、不正使用申立者に対してその旨を速やかに通知するものとする。

2 最高管理責任者は、不正使用申立書の受付から30日以内に、申立て等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。

3 報道及び会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も前項と同様の取扱いとする。

(事実調査等)

第14条 最高管理責任者は、前条第1項の規定に基づく不正使用に係る報告を受け付けた場合は、推進会議に調査を命ずるものとする。

2 推進会議は、前項の命を受けた場合は、速やかに事実調査を行うものとし、必要に応じて事実調査を行うための調査委員会（以下「不正使用調査委員会」という。）を設置することができる。

3 推進会議は、事実調査を行った結果、調査委員会を設置しないときは、その旨を理由とともに最高管理責任者に報告する。

4 不正使用調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長（研究・入試担当）

(2) 法人運営部総務課長

(3) 法人運営部財務課長

(4) 企画戦略部研究支援課長

(5) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）

(6) その他学長が必要と認める者

5 前項第5号及び第6号に基づく調査委員は、本学及び申立者、被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 第4項第5号及び第6号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

7 不正使用調査委員会に委員長を置き、第4項第1号の副学長をもって充てる。

8 推進会議は、不正使用調査委員会を設置したときは、不正使用申立者及び不正使用を行ったとされる者（以下「不正使用調査対象者」という。）に不正使用調査委員会委員の氏名及び所属を通知するものとする。

9 不正使用調査委員会は、不正使用申立者及び不正使用調査対象者からの事情聴取及び不正使用申立書に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

10 不正使用調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他調査の実施に関し必要と認められる事項

11 関係資料等の調査に当たっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠蔽が行われるおそれがある場合には、不正使用調査対象者の研究室等において調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に関する機器・資料等の保全を行うことができる。

12 不正使用調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を認定するものとする。

13 不正使用調査委員会は、調査結果を速やかに推進会議に報告するものとする。

14 不正使用調査委員会は、関係部課の協力を得て、企画戦略部研究支援課において処理する。

(一時的処置)

第15条 統括管理責任者は、本調査の実施決定後、不正使用調査委員会からの調査結果報告を受けるまでの間、不正使用調査対象者の研究費の支出を停止することができる。

(異議申立て)

第16条 不正使用申立者又は不正使用調査対象者は、第13条第8項の通知に対して、同条第4項に規定する不正使用調査委員会の構成に異議があるときは、不正使用申立窓口を通じ、最高管理責任者に対して異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立ては、不正使用調査委員会委員名の通知を受けた日から7日以内に、異議申立書（別記様式第4号）により行わなければならない。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立書を受理したときは、推進会議に対し、速やかに異議の内容の審査を行わせるものとする。

4 推進会議は、異議申立ての内容を妥当と認めた場合は、異議申立てに係る不正使用調査委員又は不正使用調査委員会委員長を交代させるとともに不正使用申立者及び不正使用調査対象者にその旨を通知し、また、不当と認めた場合も、不正使用申立者及び不正使用調査対象者にその旨を通知するものとする。

(審理及び判定)

第17条 推進会議は、第13条第13項の報告に基づき、不正の有無及び不正の内容、

関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について審理し判定を行う。

2 推進会議は、判定を行うに当たっては、不正使用調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 推進会議は、第1項の判定結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により不正使用申立者及び不正使用調査対象者に通知しなければならない。

(不服申立て)

第18条 不正使用申立者又は不正使用調査対象者は、前条第3項の判定結果に不服がある場合は、不正使用申立窓口を通じ、最高管理責任者に対して不服を申し立てることができる。

2 前項の不服申立ては、判定結果の通知を受けた日から10日以内に、不服申立書(別記様式第5号)により行わなければならない。

(不服審査)

第19条 最高管理責任者は、前条の不服申立書を受理したときは、推進会議に対し、速やかに再調査の必要性の判定を行わせ、その結果の報告を受けるものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかに判定結果を文書により不正使用申立者及び不正使用調査対象者に通知するものとする。

(不服審査委員会)

第20条 最高管理責任者は、前条の不服申立ての趣旨等が不正使用調査委員会の構成等その他公正性に関わるものと認めた場合には、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

2 不服審査委員会は、第16条の規定に基づく不正使用調査委員会の判定結果及び関係資料等を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について判定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する副学長(研究・入試担当及び総務・財務担当を除く。) 1人

(2) 学長が指名する本学教員 若干人

(3) その他学長が必要と認める者

4 推進会議及び不正使用調査委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。

5 最高管理責任者は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により不正使用申立者及び不正使用調査対象者に通知するものとする。

(再審理)

第21条 最高管理責任者は、不正使用調査委員会又は不服審査委員会が再調査の必要があると判定したときは、推進会議に対し、速やかに再審理を行わせるものとする。

2 推進会議は、前項の規定に基づき再審理を行うときは、第13条の規定を準用して、再調査及び判定を行わなければならない。ただし、前条第2項の規定による不服審査委員会からの報告に基づき再審理を行う場合は、推進会議は、不正使用調査委員会の委員又は委員長を交代させるものとする。

3 推進会議は、前項の判定結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により不正使用申立者及び不正使用調査対象者に通知しなければならない。

- 4 不正使用申立者及び不正使用調査対象者は、前項の判定結果に対して同一理由による不服申立てをすることはできない。

(各委員会への当事者以外の者の同席)

第22条 推進会議、不正使用調査委員会及び不服審査委員会は、第12条から第20条までの手続きに際し、事情聴取を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、不正使用申立者又は不正使用調査対象者が指名する者を当該委員会に同席させることを希望する場合は、その者の同席を許可することができる。

(裁定及び必要な措置)

第23条 最高管理責任者は、調査の結果、不正使用が明らかになった場合には、速やかに必要な是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(通知)

第24条 最高管理責任者は、不正使用申立者及び不正使用調査対象者に対して、調査結果及び執った是正措置等について、不正使用調査対象者のプライバシーに配慮し、遅延なく通知しなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第25条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正使用申立書の受け付けから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書(別記様式第6号)を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

第3章 裁定に基づき講ずべき措置

(懲戒処分及び公示)

第26条 最高管理責任者である学長(以下この章において単に「学長」という。)は、調査の結果、不正使用が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対し、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則(平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。)に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

- 2 学長は、不正使用が明らかになった場合は、調査結果の概要を個人情報の保護又は知的財産の保護等不開示とすることに合理的な理由がある場合を除き、原則として公表するものとする。
- 3 公表内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 4 学長は、第2項の規定により不正使用の概要を公表する場合は、この旨を不正使用調査対象者(以下この章において「調査対象者」という。)に通知するものとし、公表事

項について調査対象者から意見があるときには、その意見を公表するものとする。

(申立者等の保護)

第27条 不正使用申立者は、国立大学法人鳴門教育大学公益通報者保護規程（平成20年規程第56号）に基づき、相談、申立て及び調査への協力を行ったこと等を理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けることはない。

2 学長は、相談、申立て及び調査への協力を行った職員に対し、そのことを理由としてその者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。又、相談、申立て及び調査への協力を行った職員に対して不利益な取扱い及び嫌がらせ等を行った者がいた場合には、その者に対し、就業規則に基づき懲戒処分等を行うことができる。

(個人情報の保護)

第28条 研究費の不正使用に係る業務に携わる者は、業務上知り得た個人情報を開示又は提供してはならない。

2 学長は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則に基づき懲戒処分等を行うことができる。

(不正目的の申立て)

第29条 不正使用申立者（以下この章において「申立者」という。）は、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立てを行ってはならない。

2 学長は、前項の申立者に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

3 学長は、調査の結果、申立てに係る不正使用の事実が認められなかった場合であっても、このことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(協力義務)

第30条 職員等は、不正使用調査委員会及び不服審査委員会が行う調査に協力しなければならない。

(相談等を受けた者の責務)

第31条 職員が、研究費の不正使用の疑惑に関する相談等を受けたときは、その職員は速やかに当該窓口責任者にこの旨を連絡するとともに、当該相談等を受けた職員に対し、当該窓口責任者に直接相談を行うよう助言しなければならない。

(細則)

第32条 この規程に定めるもののほか、研究費の適正管理等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成27年3月2日から施行する。

2 鳴門教育大学における研究活動の公正性の確保及び研究費の適正管理等に関する規程（平成19年規程第75号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。ただし、旧規程中研究活動の公正性の確保を図るために必要となる部分は、平成27年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第9条第2項第3号に規定する委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。